

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

令和5年11月30日

加茂市長 藤田明美

市町村名 (市町村コード)	加茂市 (15209)
地域名 (地域内農業集落名)	下条地区 (長福寺・上下条・早田・小橋・興屋向・福島・中村・中興野・下興野・天神林)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5 年 11 月 1 日 (第 2 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>下条地区は圃場整備の実施済の区域と未実施の区域で農作業環境に大きな隔たりがある。 また、ひとつの区画が小さく、山手のため高低差があり基盤整備の実施が難しい地域もある。 若い人が少なく、後継者が不足している。また、現在の耕作者も10年先のことは考えられないという状況である。圃場整備が未実施であることと、農用地の集積・集約化が進んでいない状況から、作業効率の悪さが問題点となっている。 圃場整備後は設備投資の補助金と労働力の確保が問題点となってくる。 現状担い手はいるが、その担い手が高齢化してきているうえ、後継者も不透明である。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>加茂郷地区は圃場整備が計画されているが、現状においてもできるところから集約を進めていく。また、農地中間管理機構を活用して農用地の集積・集約化を進めていく。 圃場整備には整備面積の20%で園芸作物を導入することを要するので、玉ねぎ、枝豆、レンコンなどの高収益作物等の栽培で、高収入な農業を目指していく。 耕作が効率的におこなえるような農地集約、農道拡幅が必要。 下条地区全体を見たとき、農地300haを20戸の中心経営体で支えていく(平均15ha)と良い。 半農半Xの推進、観光農業など、若い人が参入しやすい地域づくりをしなければならない。 高齢となり、リタイアしても若手をサポートするアドバイザーとなってほしい。</p>

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	339.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	275.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>原則として農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。</p>

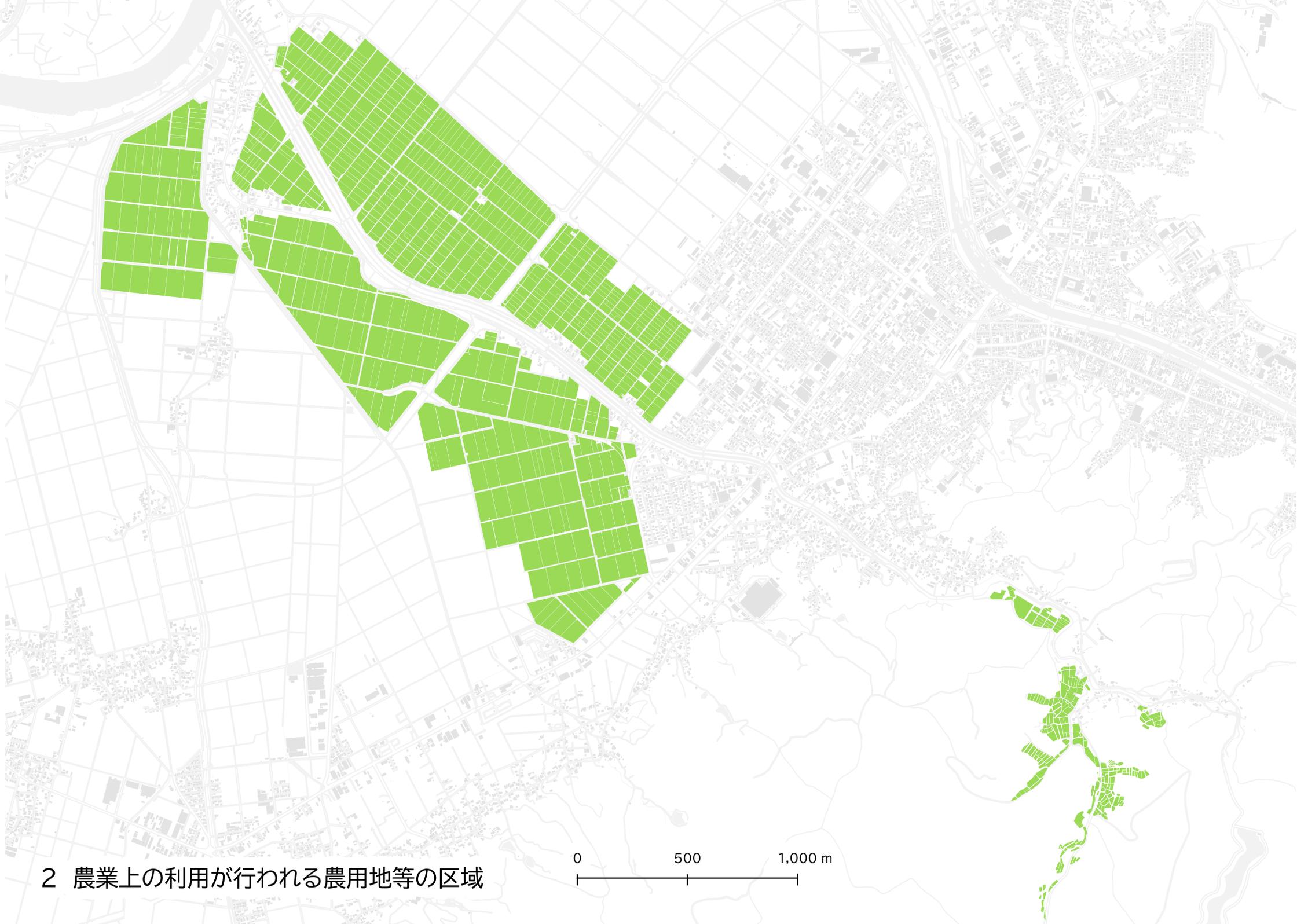
3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
<p>農用地の集積、集約化を推進することで、移動時間の短縮や大型農作業機械の導入ができるようになり、作業効率の向上が見込める。集約化の時期は圃場整備開始前から始め、役員などを中心に農家同士での話し合いが必要。 法人でも家族経営でも規模拡大が必要。 集落でリーダーシップを取る人を決めたり、地域外の人でも参入しやすくする必要がある。</p>
(2) 農地中間管理機構の活用方針
<p>現在は、農地所有者の親戚や知人の間による相対での利用権設定が主となっている。 農地中間管理機構のメリットを整理して仕組みをPRし、機構の活用により農用地の集積・集約化を図る。</p>
(3) 基盤整備事業への取組方針
<p>加茂郷地区における圃場整備事業の同意を100%徴取でき、事業採択されれば、今後4年間圃場整備に向けた調査を実施予定。 基盤整備事業ありきで地域計画に取組む必要がある。</p>
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
<p>農業生産組織作りを検討するが、家族経営を維持できる体制も必要。 区域外からの若い人が参入しやすい地域にし、圃場整備の実施と農用地の集積・集約化を進める。 新しい人や経営体が参入してくるような魅力づくりのために、将来性が見込める圃場整備の実施。 “高齢農家はリタイアしたらそれで終わり”ではなく、若手農家が一人前になるまでサポートする体制を確立する。 「早期退職→セカンドライフ」で農業を選んでもらえるような仕組みづくりを確立する。 地元法人を活用した新規参入の受け皿を作る。 半農半Xの推進や農業修行の場を提供する。</p>
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<p>カントリーエレベーター等、共同で利用できる米乾燥・保存施設の導入も維持管理費も含めて将来的には検討していく。 広い圃場に整備しないと委託を受ける人がいないので、田についても集約化する。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減肥料・減農薬	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①⑦中山間地でサルによる農作物被害が発生している。農地として維持していくことが難しい圃場は、緩衝帯の役割を果たす保全管理地とする。管理に必要な経費については、平場で農地中間管理機構を活用して得た地域集積協力金を活用する。 ③ドローンで田植えた実績2件あり。補助金等あればドローンを導入して作業の効率化を図る。 ⑧一から農業用設備を揃えるのは金銭的にも大変。空き家バンクのように「農舎バンク」的なものがあれば良い。</p>
--



2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

